

翻訳協力員に関する件

(平成十四年三月三十一日館長決定第七号)

改正 平成十七年三月二十九日館長決定第四号

- 1 総務部支部図書館・協力課に、外国との通信文書その他の公文書の翻訳の事務（次項において「翻訳」という。）を兼ねて行う職員として、翻訳協力員若干人を置くことができる。
- 2 翻訳協力員は、総務部支部図書館・協力課長の命を受けて、翻訳を行う。
- 3 翻訳協力員は、職員のうちから館長が命ずる。

附 則

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日館長決定第四号)

本件は、平成十七年四月一日から施行する。